

議案第16号

北本市税条例の一部改正について

北本市税条例の一部を次のように改正する。

平成24年2月20日 提出

北本市長 石津賢治

北本市税条例の一部を改正する条例

北本市税条例（昭和29年条例第6号）の一部を次のように改正する。
第95条中「4, 618円」を「5, 262円」に改める。

附則第9条を次のように改める。

第9条 削除

附則第16条の2第1項中「2, 190円」を「2, 495円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例中附則第9条の改正規定及び次条の規定は平成25年1月1日から、その他の改正規定は同年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前の北本市税条例（以下「旧条例」という。）第53条の2に規定する退職手当等をいう。）に係る旧条例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

議案第16号参考資料

北本市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>4,618円</u>とする。</p>	<p>(たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,262円</u>とする。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p><u>(市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)</u></p>	
<p>第9条 <u>分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額とする。</u></p>	<p>第9条 削除</p>
<p>2 <u>前項の規定の適用がある場合における第53条の8及び第53条の12第1項の規定の適用については、これらの規定中「第53条の4」とあるのは、「第53条の4並びに附則第9条第1項」とする。</u></p>	
<p>(たばこ税の税率の特例) 第16条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止</p>	<p>(たばこ税の税率の特例) 第16条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止</p>

前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時に
おける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたば
こ税の税率は、第95条の規定にかかわらず、当分の間、
1,000本につき2,190円とする。

2 略

前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時に
おける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたば
こ税の税率は、第95条の規定にかかわらず、当分の間、
1,000本につき2,495円とする。

2 略

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。